

成田市地域防災計画

令和 6 年度修正

災害応急対策編 一 大規模事故対策計画

成田市防災会議

目 次

第3章 大規模事故対策計画	大-1
第1節 大規模事故対策の基本方針	大-1
1 応急活動体制	大-2
2 災害救助法の適用	大-4
第2節 航空機事故対策計画	大-5
1 応急活動体制	大-5
2 情報収集・伝達体制	大-5
3 警戒区域の設定・交通の確保等	大-7
4 消防活動	大-7
5 救助・救急活動	大-8
6 食料等の提供及び資機材の確保	大-8
7 避難対策	大-8
8 医療・救護活動	大-8
9 遺体の収容	大-8
10 防疫及び清掃	大-9
11 広報活動	大-9
12 自衛隊の応援派遣要請	大-9
第3節 大規模火災対策計画	大-10
1 応急活動体制	大-10
2 情報収集・伝達体制	大-10
3 消防活動	大-10
4 救助・救急活動	大-11
5 交通の確保	大-11
6 避難対策	大-11
7 救援・救護活動	大-11
8 広報活動	大-11
第4節 林野火災対策計画	大-12
1 総合消防体制の確立	大-12
2 警戒措置	大-13
3 防ぎょ活動	大-13
4 広報活動	大-13
第5節 危険物等事故対策計画	大-14
1 事業所における応急対策	大-14
2 市、消防本部等における応急対策	大-15
3 危険物等による環境汚染の防止対策	大-15
4 広報活動	大-16
第6節 鉄道事故対策計画	大-17
1 市による応急活動体制	大-17
2 情報収集・伝達体制	大-17
3 相互協力・派遣要請	大-18
4 消防活動	大-18
5 救助・救急活動	大-18
6 交通規制	大-19
7 避難対策	大-19

8 各事業者による応急・復旧対策	大-19
9 広報活動	大-20
第7節 道路事故対策計画	大-21
1 道路構造物の被災に対する応急対策	大-21
2 危険物等を積載する車両事故等に対する応急対策	大-22
第8節 放射性物質事故対策計画	大-24
1 放射性物質事故の想定	大-24
2 情報の収集・連絡	大-25
3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施	大-25
4 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置	大-26
5 避難等の防護対策	大-26
6 広域避難	大-26
7 緊急時被ばく医療体制	大-27
8 広報相談活動	大-27
9 飲料水及び飲食物の摂取制限等	大-27
10 災害復旧対策	大-27
第9節 大規模停電事故災害対策計画	大-28
1 情報の収集・伝達	大-28
2 応急対策	大-28

第3章 大規模事故対策計画

第1節 大規模事故対策の基本方針

災害対策基本法での災害には、暴風、豪雨、地震等の自然現象によるもののほか、大規模な火事、爆発、その他多数の被災者を伴う大規模な事故が含まれている。

市は、成田国際空港を有することから、航空機の炎上等による災害の危険性があるほか、密集市街地や、まとまった山林、石油類や高圧ガス等の危険施設、鉄道や高速道路等の交通施設などでは、一度事故が発生した場合には大規模な災害となり、住民等に大きな被害を与える危険性をはらんでいる。また、放射性物質事故においては事故の特殊性及び影響が甚大である。

本章は、多数の住民が被害を受ける大規模事故において、事前対策や事故発生時の応急対策について定めたものである。復旧対策については、放射性物質事故を除き本節に定めはないが、事故が発生した場合、原則として、事故の原因者が行うものとし、それにより対応できない場合は、「共通編 第3章 災害復旧・復興計画」に準ずる。

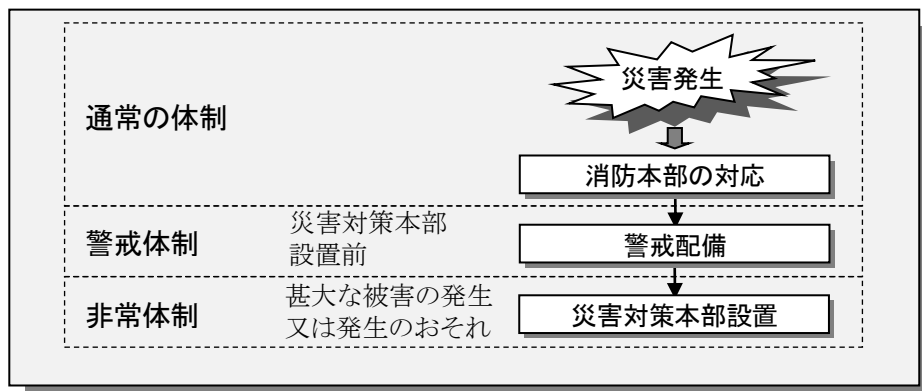
■本章の構成

各計画	内 容
航空機事故対策計画	航空機災害に対する事前対策、応急対策について定めたもの
大規模火災対策計画	大規模火災に対する事前対策、応急対策について定めたもの
林野火災対策計画	林野火災に対する事前対策、応急対策について定めたもの
危険物等の事故対策計画	危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物等の災害に対する事前対策、応急対策について定めたもの
鉄道事故対策計画	鉄道事故に対する事前対策、応急対策について定めたもの
道路事故対策計画	道路事故に対する事前対策、応急対策について定めたもの
放射性物質事故対策計画	放射性物質事故（原子力施設事故を含む）に対する事前対策、応急対策及び災害復旧対策について定めたもの
大規模停電事故災害対策計画	大規模停電事故に対する事前対策、応急対策について定めたもの

■対策の基本方針

- 大規模事故への対策は、原則として、第1に事故の原因者が行う。市においては、消防本部を中心に消火、救出、救急等を実施し、他関係機関と連携して活動を行う。
- 事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市や他の防災関係機関の機能をもって応急対策に当たる必要がある。
- 各機関の業務大綱及び所掌事務、大規模事故対策に記載のない事項は、「災害応急対策編 第1章 震災対策計画」の規定に準ずる。

■市の活動体制フロー



1 応急活動体制

(1) 配備基準

大規模事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、職員は、以下の配備体制をとる。

■市職員の配備基準

配備種別	配備基準	本部の設置
警戒配備	○ 消防本部からの要請により、災害が発生又は発生するおそれがある場合で、総務部長が必要と認めたとき ○ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき	本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。
非常配備	○ 重大な災害が発生し、警戒配備では対応できないと市長が判断したとき	災害対策本部を設置し、本部長指揮の下、配備基準に応じた配備体制で活動に当たる。

(2) 警戒体制

警戒体制は、大規模事故が発生し、又は発生のおそれがある場合、平常時での体制で被害の情報収集、関係機関との連絡調整、災害応急活動等を行う。

ア 警戒体制の配備

① 活動概要

警戒体制の配備種別、活動内容、指揮者及び配備を要する部署は、以下のとおりである。

■警戒体制の活動概要

配備種別	活動内容	指揮者	配備を要する部署
警戒配備	○ 災害情報の収集・伝達 ○ 関係機関との連絡調整 ○ 災害応急活動 ○ 必要に応じて避難所の開設	総務部長	・ 企画政策部（広報課） ・ 総務部（危機管理課、総務課、行政管理課、管財課、契約検査課） ・ 健康推進部（地域医療政策課） ・ 市民生活部（下総・大栄支所） ・ 土木部（土木課、道路管理課、下水道課） ・ 経済部（農政課） ・ 環境部（環境衛生課） ・ 消防本部（消防計画による） ・ その他の部（必要に応じて） ・ 避難所担当（必要に応じて）

※配備を要する部署については、災害の状況により弾力的に運用し調整すること。弾力的運用（配備人員の調整等）を図る場合は、関係各部の統括の間で調整すること。

※各課は、警戒体制に配備されたときや人員を交換するときは、危機管理課へ報告すること。

② 配備場所

職員は、原則として通常の勤務場所においてそれぞれの災害応急活動を実施する。

③ 体制の配備手順

配備基準に定める大規模事故が発生したとき、指揮者は警戒体制を配備し、市長に報告する。

④ 指揮

総務部長が指揮をとる。

イ 職員の動員

職員の動員は、「災害応急対策編 第1章 第1節 2 (2) 職員の動員」に準ずる。

(3) 非常体制

非常体制は、「災害応急対策編 第1章 第1節 3 非常体制」に準ずる。

(4) 情報収集・報告

総務部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。県に報告できない場合、又は以下の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へ報告する（覚知後 30 分以内）。

■消防庁への直接即報基準

- 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
- 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- 119 番通報の殺到状況時にその状況を報告

■直接即報の基準

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火災	○ 航空機火災 ○ タンカー火災※ ○ 社会的影響度が高い船舶火災 ○ トンネル内車両火災 ○ 列車火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故※	○ 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ○ 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故 （石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・ 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・ 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	○ 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ○ 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ○ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ○ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

※「タンカー火災」、「石油コンビナート等特別防災区域内の事故」は成田市に該当しない

2 災害救助法の適用

大規模事故発生時における災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の住民が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど、多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

災害救助法の適用に係る具体的事項については、「災害応急対策編 第1章 第2節 災害救助法の適用」の定めるところによる。

第2節 航空機事故対策計画

項 目	担 当
1 応急活動体制	消防本部、成田国際空港（株）、成田空港事務所、対策本部事務局
2 情報収集・伝達体制	成田国際空港（株）、成田空港事務所、空港部、消防本部、県、関係する指定地方行政機関、指定公共機関、公共の団体、当該航空会社等
3 警戒区域の設定・交通の確保等	消防本部、警察、道路管理者、成田国際空港（株）、成田空港事務所
4 消防活動	消防本部、消防団、成田国際空港（株）、成田空港事務所
5 救助・救急活動	消防本部、消防団、当該航空会社、成田国際空港（株）、自衛隊、警察
6 食料等の提供及び資機材の確保	経済部、土木部、警察、道路管理者
7 避難対策	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自治会、成田国際空港（株）等
8 医療・救護活動	健康推進部、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、（一社）印旛郡市薬剤師会
9 遺体の収容	当該航空会社、成田国際空港（株）、警察、自衛隊、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、対策本部事務局、県
10 防疫及び清掃	環境部、成田空港検疫所、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、当該航空会社
11 広報活動	企画政策部、成田空港事務所、成田国際空港（株）、当該航空会社、警察
12 自衛隊の応援派遣要請	成田空港事務所、対策本部事務局、県

■対策の基本方針

- 本節は、航空機災害が発生した場合を想定し、国土交通省が定める防災業務計画に準拠して、関係行政機関、医師会、航空会社及び事業所等が、緊密な協力の基に、消火救難及び災害医療活動等を迅速かつ適切に実施するものとする。
- 本節は、応急対策計画に関して、市や防災関係機関の処理すべき事務又は業務も明示したものであり、復旧対策については、基本的に事故の原因者が実施するものとするが、対応できない場合は「共通編 第3章 災害復旧・復興計画」に準ずるものとする。
- 成田国際空港及び空港周辺において、航空機災害が発生した場合、また、発生する恐れのある場合に、関係機関が連携し、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。このため、迅速かつ適切な消火救難活動及び医療救護活動を実施するとともに、空港の可及的速やかな正常運用への復旧を図るため、「成田国際空港航空災害対策協議会」が定める「成田国際空港航空機事故緊急活動計画」に基づき対処する。

1 応急活動体制

市は、成田国際空港（株）や消防機関、警察機関、自治体等の関係機関による「成田国際空港航空災害対策協議会」が策定する「成田国際空港航空機事故緊急活動計画」により活動に当たる。

2 情報収集・伝達体制

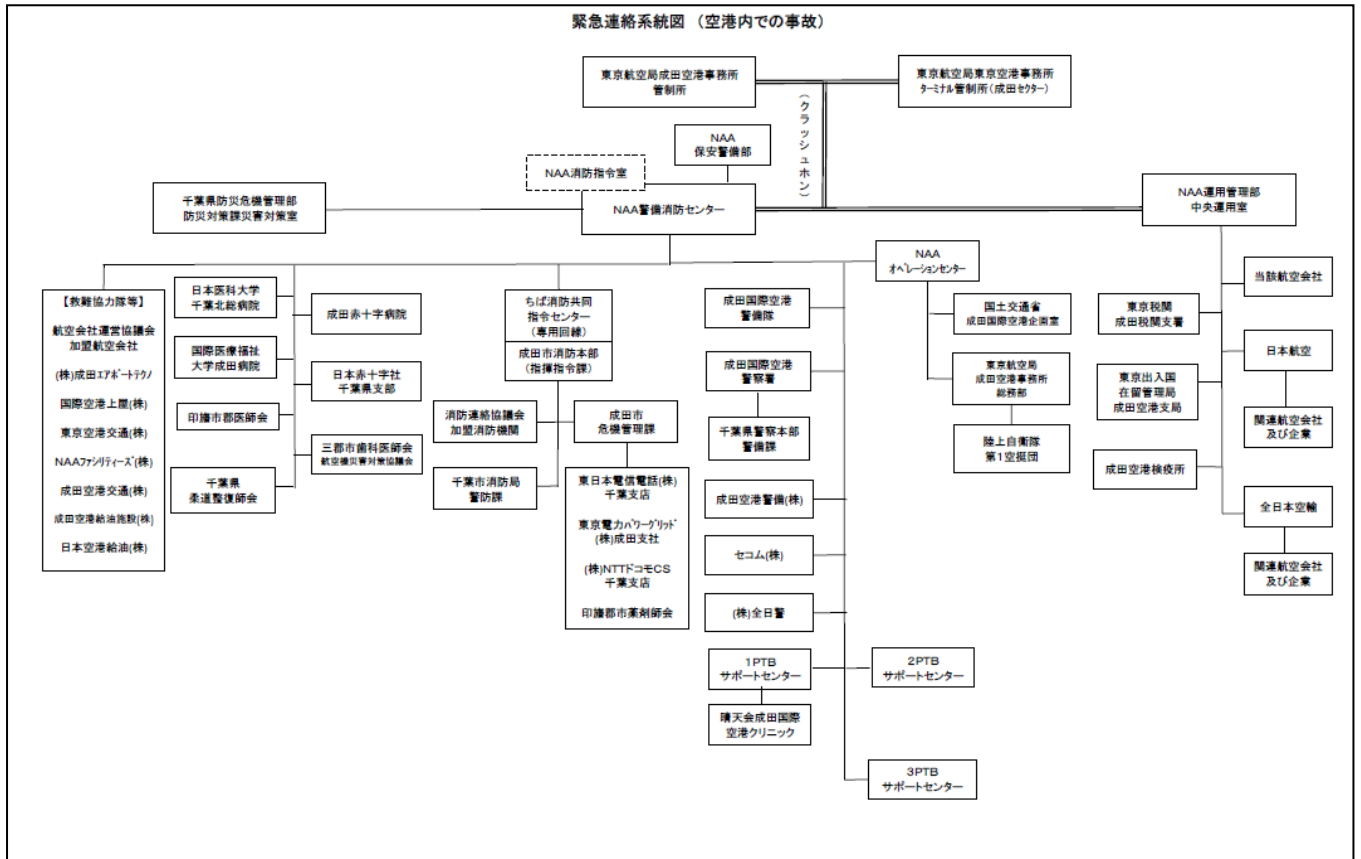
航空機災害等の大規模事故においては、以下の情報を収集・報告する必要があり、情報を一元的に管理し、情報の共有化を図る。

■収集すべき情報項目

収集すべき情報	
事故航空機に関する情報	○事故航空機の便名・発着地・機種等 ○乗客及び乗務員の住所・氏名等
被害情報	○事故機の状態・2次被害の可能性等 ○被災者の有無・人数・程度・対応状況等
応急対策の実施状況	○市・関係機関等の活動状況 ○避難に関する情報
被災者に関する情報	○負傷者の受入れ医療機関名・人数・受入状況 ○遺体仮安置状況
成田国際空港・ライフライン等の復旧に関する情報	○成田国際空港の運航再開の見込み ○被災地における上下水道・ガス・電気・道路等の被害状況・復旧の見込み

■情報伝達経路

(成田国際空港区域内の場合)



(1) 消防本部による活動

消防本部は、航空機災害が発生した場合、成田市消防計画に基づき、消防活動を行う。

(2) 応援協定市町村等からの消防力受入れ体制

「成田国際空港消防相互応援協定」等に基づき、関係市町村等から応援消防隊が派遣された場合、消防本部及び消防団は、市域の水利や資機材、現場位置等の各種情報を共有し円滑な消防活動に努める。

＜資料編 2－1 災害応援協定等一覧【国、県及び市町村関連の協定】＞

5 救助・救急活動

消防本部、消防団等の関係機関は、本部に寄せられた要救助者等の情報について迅速かつ的確に把握し、航空機災害に係る航空会社、成田国際空港(株)、警察、自衛隊等と協力して、効率的に救助活動を実施する。

市は、必要に応じて関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

6 食料等の提供及び資機材の確保

市は、必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な資機材を確保する。

7 避難対策

成田国際空港(株)等は、事故の状況に応じて、空港利用者の避難等の措置に努める。

住民の生命を守るために必要があると認められる場合、市は、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」を行い、住民を安全な場所へ避難誘導する。

避難対策の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第7節 避難対策」に準ずる。

8 医療・救護活動

負傷者が発生した場合、成田国際空港(株)、市等は、(公社)印旛市郡医師会・(公社)印旛郡市歯科医師会及び医療機関との連携により、医療スタッフ、医療材料品等を確保し、迅速に医療救護活動を実施する。

健康推進部は、保健福祉館に救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

県が合同救護本部(印旛保健所(印旛健康福祉センター))を設置した場合は、合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。また、合同救護本部へ職員を派遣する等により、合同救護本部の活動に協力する。

医療・救護活動の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第8節 応急医療・救護活動」に準ずる。

9 遺体の収容

遺体が発見された場合、成田国際空港(株)、市等は、遺体安置所の設置、埋葬許可証の発行等の活動を実施する。

なお、市が、遺体を取り扱う場合は、「災害応急対策編 第1章 第10節 行方不明者の捜

索・遺体の処置・埋火葬」に準ずる。

10 防疫及び清掃

防疫及び事故現場の清掃については、「災害応急対策編 第1章 第9節 防疫・清掃・廃棄物処理」に定めることにより、的確に応急対策を講ずる。なお、国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図るものとする。

11 広報活動

市は、成田空港事務所、成田国際空港(株)、航空機災害に係る航空会社及び成田国際空港警察署等と協力し、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関、防災行政無線、広報車、メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）、インターネット広報（市ホームページ、防災情報 X（旧 Twitter）、Facebook 等への掲示）等により旅客、送迎者及び住民等に対して広報を行う。主な広報事項は、以下のとおりとする。

■広報事項

- 応急対策の概要
- 住民及び乗客に対する避難の指示及び避難先の指示
- 乗客及び乗務員の氏名（必要に応じ報道機関をとおして広報）
- 住民等への協力依頼
- その他必要事項

また、必要に応じて被災者等に対する災害に関する相談窓口を開設し、被災者の問い合わせ等に対応するとともに、応急対策や復旧対策に住民の意見を反映させるための広聴活動を実施する。

12 自衛隊の応援派遣要請

災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊への協力を要請する。成田空港事務所は直接、市は県を通じて、自衛隊に災害派遣を要請することができる。

第3節 大規模火災対策計画

項 目	担 当
1 応急活動体制	対策本部事務局
2 情報収集・伝達体制	消防本部、消防団、警察
3 消防活動	対策本部事務局、消防本部、消防団
4 救助・救急活動	対策本部事務局、消防本部、消防団、（公社）印旛市郡医師会等
5 交通の確保	市民生活部、警察
6 避難対策	対策本部事務局、警察
7 救援・救護活動	健康推進部、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会
8 広報活動	対策本部事務局、企画政策部

■対策の基本方針

- 木造家屋を中心とした市街地やホテル等の高層建築物で火災が発生した場合には、多数の死傷者等が発生するおそれがあるため、発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。
- 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

1 応急活動体制

市職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
また、関係機関との緊密な連携の確保に努める。

2 情報収集・伝達体制

災害対策を迅速かつ的確に行うためには、被災地域や被害の程度をいち早く把握することが重要である。

消防本部は、住民、各消防署、警察署等から以下に示す火災発生等の情報を収集する。
被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

■情報収集・伝達の項目

- | | |
|----------------------------------|--|
| ☐ 火災の発生状況 | ☐ 使用可能な消防水利の状況 |
| ☐ 人的被害の状況 | ☐ 自治会・自主防災組織等の活動状況 |
| ☐ 通行可能な道路の状況 | ☐ 無線通信の状況 |

3 消防活動

消防本部・消防団は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

市の消防力では対処することが困難な規模の火災、救出活動等が発生した場合は、「千葉県広域消防相互応援協定」「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、県内の消防機関に対して、

消防活動の応援要請を行う。

なお、知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出動を発災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行うこととなっている。

<資料編2-1 災害応援協定等一覧【国、県及び市町村関連の協定】>

4 救助・救急活動

被災者の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ周辺市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

5 交通の確保

市は、警察と協力し、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を行うものとする。

6 避難対策

市は、警察と協力し、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、必要に応じて避難所を開設する。

7 救援・救護活動

食料・飲料水・生活必需物資等供給計画については、「災害応急対策編 第1章 第11節 生活救援」、医療救護計画については、「災害応急対策編 第1章 第8節 応急医療・救護活動」に準ずる。

8 広報活動

火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）、インターネット広報（市ホームページ、防災情報 X（旧 Twitter）、Facebook 等への掲示）等の多様な手段により広報活動を行う。

また、必要に応じて相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

第4節 林野火災対策計画

項 目	担 当
1 総合消防体制の確立	対策本部事務局、消防本部、自衛隊、県内他消防機関、自主防災組織
2 警戒措置	対策本部事務局、消防本部、消防団、自衛隊、県内他消防機関
3 防ぎよ活動	対策本部事務局、消防本部、消防団、自衛隊、県内他消防機関
4 広報活動	対策本部事務局、企画政策部

■対策の基本方針

- 市の北部地域等には、まとまった山林があり、これらの山林で火災が発生した場合には、地形、水利等の関係から大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

1 総合消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるよう、警報連絡体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮を行うための、早期の指揮体制の確立を図る。

(3) 自主防災組織の育成

地域の自主防災組織との協力体制を確立する。

(4) 広域応援体制の確立

初期対応等の状況によっては、大規模火災となる可能性があるため、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について十分調整する。

(5) 航空機による空中消火体制の整備

空中消火活動が必要であると判断した場合は千葉市消防局航空隊へ出動を要請する。千葉市消防局航空隊だけでは消火が困難と判断した場合は、消防組織法第44条に基づく応援要請を行う。これらにより出動した消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断した場合には、自衛隊ヘリコプターの派遣要請等を行う。

■航空機による空中消火体制

管理委託先	空中消火バケット保管場所	臨時離発着場
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場

(6) 救護体制の確立

医療救護計画については、「災害応急対策編 第1章 第8節 応急医療・救護活動」に準ずる。

2 警戒措置

気象状況によって林野火災を起こす可能性の高いときは、林野火災の警戒に当たるものとする。

(1) 火災警報の周知

消防本部は、火災警報が発令されたときは、関係機関への通知のほか、広報車、防災行政無線等を活用し、住民への周知を図る。

(2) 火入れの防止

市長は、気象の状況が火災の予防上危険な状態であると認めるときには、期間を限って、一定区域内におけるたき火等の制限を行う。

3 防ぎよ活動

林野火災が発生した場合は、消防本部は迅速に消防活動を行い、火災の拡大を防ぎよする。なお、消防活動については「成田市消防計画」による。

4 広報活動

火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）、インターネット広報（市ホームページ、防災情報 X（旧 Twitter）、Facebook 等への掲示）等の多様な手段により広報活動を行う。

また、必要に応じて相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

第5節 危険物等事故対策計画

項 目	担 当
1 事業所における応急対策	事業所
2 市、消防本部等における応急対策	対策本部事務局、消防本部、警察、医療機関
3 危険物等による環境汚染の防止対策	環境部、経済部、土木部、水道部、消防本部、 県、他水道事業体
4 広報活動	対策本部事務局、企画政策部

■対策の基本方針

- 危険物・火薬類・高圧ガス・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。
- このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、災害が発生した場合は、消防本部を中心に消防活動その他必要な応急対策を行う。
- 道路上での危険物等の災害については、「災害応急対策編 第1章 第14節 6 道路・橋梁」の定めるところによる。

1 事業所における応急対策

(1) 危険物

市は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

危険物施設管理者は、災害発生と同時に、以下の措置をとる。

■危険物に対する措置内容

通報体制	危険物施設管理者は、災害が発生した場合、直ちに 119 番でちば消防共同指令センターに連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣事業所へ通報する。また、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。
初期活動	危険物施設管理者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。
避難対策	危険物施設管理者は、事業所自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 火薬類、高圧ガス、毒物劇物

■危険物に対する措置内容

緊急通報	高圧ガス、火薬類、毒物劇物施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。
災害対策本部等の設置	高圧ガス、火薬類、毒物劇物に関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
応急措置の実施	防災関係機関と連携し、高圧ガス、火薬類、毒物劇物の性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。
防災資機材の	防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から

調達	調達する。
被害の拡大防止措置	可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

2 市、消防本部等における応急対策

(1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 消防活動

消防本部は、危険物等による火災・爆発・流出等の災害が発生したとの通報を受けた場合は、直ちに出動し、危険物火災の特性に応じた消火活動、救助・救出活動等必要な措置をとる。

なお、活動の詳細については、「成田市消防計画」による。

(3) 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 市は、必要に応じ避難指示を行う。

ウ 警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

(4) 救急医療

事業所、消防本部、医療機関は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

(5) 災害対策本部の設置等

市長は、危険物等の災害によって、消防本部のみでは対応できないと判断される場合は、災害対策本部を設置、必要な配備体制を敷き、関係機関と連携して応急対策に当たるものとする。市の対策は、おおむね以下のとおりとし、状況に応じた対策をとるものとする。

■災害対策本部の担当部署

対 策	担 当
消火・救出活動	消防本部、消防団
救護所の設置・応急医療救護	健康推進部、対策本部事務局、（公社）印旛市郡医師会
負傷者の搬送	消防本部
情報収集・伝達	消防本部、対策本部事務局
危険区域住民の避難・誘導	消防本部、消防団、警察等
避難所の開設	教育部
応援派遣要請依頼	対策本部事務局

なお、各対策の詳細については、「災害応急対策編 第1章 震災対策計画 各節」を参照するものとする。

3 危険物等による環境汚染の防止対策

環境部は、消防本部、経済部、土木部、水道部、他水道事業体並びに県等関係防災機関と協力して、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、

環境汚染防止体制の強化を図る。

4 広報活動

危険物の漏えい状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）、インターネット広報（市ホームページ、防災情報 X（旧 Twitter）、Facebook 等への掲示）等の多様な手段により広報活動を行う。

また、必要に応じて相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

第6節 鉄道事故対策計画

項 目	担 当
1 市による応急活動体制	対策本部事務局、鉄道事業者
2 情報収集・伝達体制	
3 相互協力・派遣要請	
4 消防活動	対策本部事務局、消防本部、鉄道事業者、医療機関
5 救助・救急活動	
6 交通規制	対策本部事務局、警察
7 避難対策	対策本部事務局、消防本部、消防団、教育部、警察、自治会等
8 各事業者による応急・復旧対策	鉄道事業者
9 広報活動	対策本部事務局、企画政策部

■対策の基本方針

- 市内の鉄道は、東日本旅客鉄道（株）の成田駅、京成電鉄（株）の京成成田駅発着の路線を中心に運行本数、利用者が多く、鉄道における列車の衝突等が起これば、多数の死傷者が発生することが想定されることから、鉄道事故に対する対策について定める。
- 市に関連する鉄道事業者は、以下の4社である。
 - ・東日本旅客鉄道（株）
 - ・京成電鉄（株）
 - ・日本貨物鉄道（株）
 - ・芝山鉄道（株）

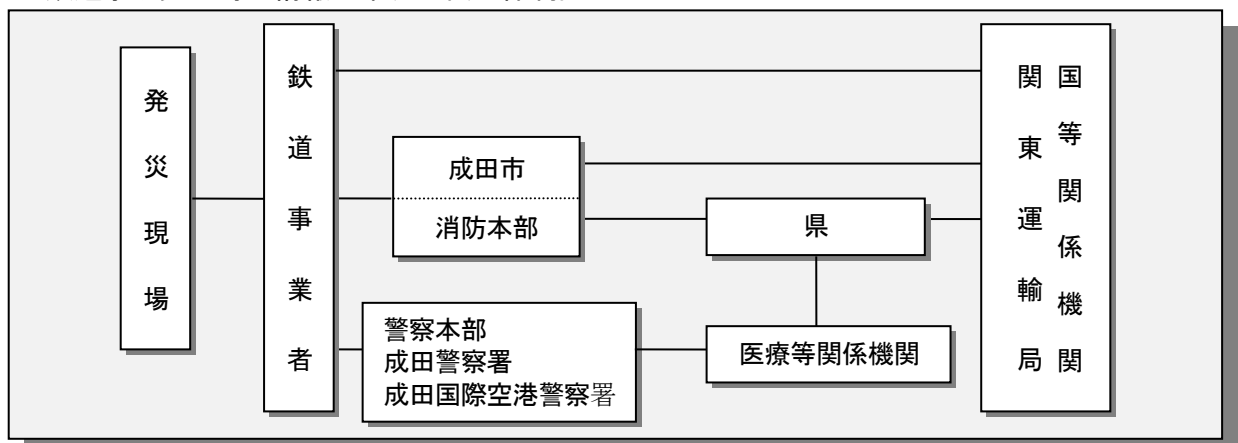
1 市による応急活動体制

鉄道事故が発生した場合、速やかに情報収集、連絡体制を確立するとともに、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達体制

鉄道事故発生時の情報収集及び伝達体制は、以下のとおりである。

■鉄道事故発生時の情報収集及び伝達体制図



■関係機関連絡先

関東運輸局担当課		防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
総務部安全防災・危機管理課		—	—	045-211-7269	045-681-3328
鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
東日本旅客鉄道（株）	千葉総合指令室	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3276
京成電鉄（株）	運輸指令室	641-721	641-722	03-3607-1143	03-3607-1198
芝山鉄道（株）	総務部	—	—	0479-78-1141	—
日本貨物鉄道（株）	総務部	—	—	03-3239-9282	—

注：鉄軌道事業者の大規模事故時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課（NTT 電話：045-211-7240）

注：東日本旅客鉄道(株)各駅の連絡先

－成田駅（NTT 電話：0476-22-0010）、空港第二ビル駅（NTT 電話：0476-34-6005）

－成田空港駅（NTT 電話：0476-33-1655）、久住駅（NTT 電話：－）

－下総松崎駅（NTT 電話：0476-26-8484）

：京成電鉄(株)各駅の連絡先

－京成成田駅（NTT 電話：0476-22-0215）、空港第二ビル駅（NTT 電話：0476-34-8763）

－成田空港駅（NTT 電話：0476-32-8501）、東成田駅（NTT 電話：0476-32-8500）

－公津の杜駅（NTT 電話：0476-29-0605）

：芝山鉄道(株)

－芝山千代田駅（NTT 電話：0479-78-1561）

3 相互協力・派遣要請

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

市は、被害の規模に応じて、県や周辺市町村に応援を要請するものとする。

また、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

鉄道事業者は、鉄道事故直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助・救急活動

鉄道事業者は、鉄道事故直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力を要請する。

市は、必要に応じ、（公社）印旛市郡医師会等の協力を得ながら、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6 交通規制

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路を確保するなど、的確な交通規制を図る。

7 避難対策

市は警察と協力し、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、必要に応じて避難所を開設する。

8 各事業者による応急・復旧対策

(1) 東日本旅客鉄道（株）

ア 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

① 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

② 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

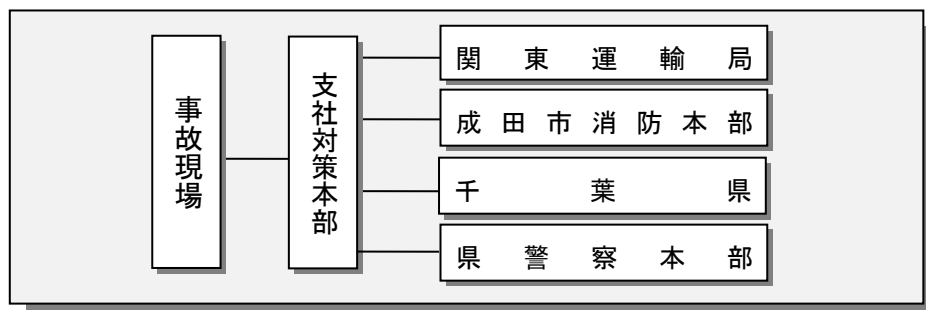
③ 救 護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。

イ 情報連絡体制

大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、警察及び成田市消防本部に連絡する。

■鉄道の事故発生時の連絡系統図



(2) 京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）

列車事故により多数の死傷者が発生又は大規模事故が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。

ア 被害状況等の調査報告

- ① 利用者の被害状況の把握
- ② 施設・設備等の被害及び復旧状況
- ③ その他災害に関する情報

イ 救護活動

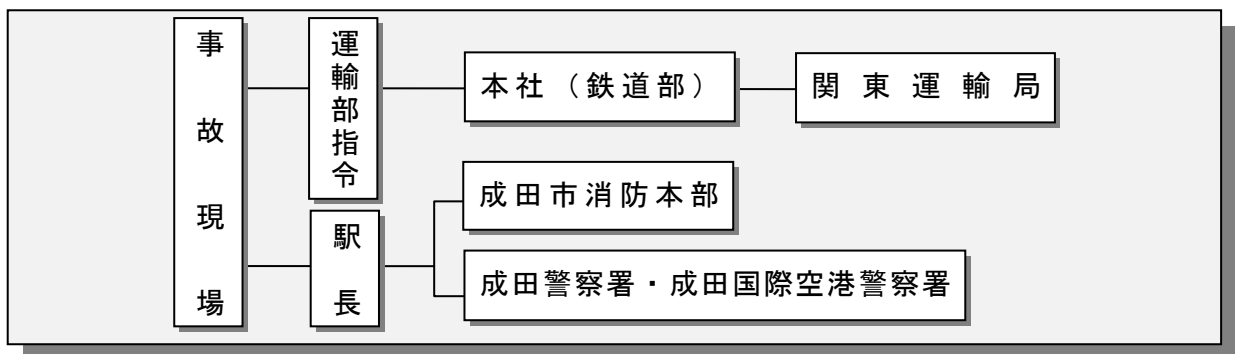
駅係員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護要員を編成し救護活動に当たる。

ウ 広報活動の実施

列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。

エ 大規模事故が発生した場合における情報連絡体制

■鉄道事故発生時の緊急連絡体制



オ 大規模事故発生時の動員体制

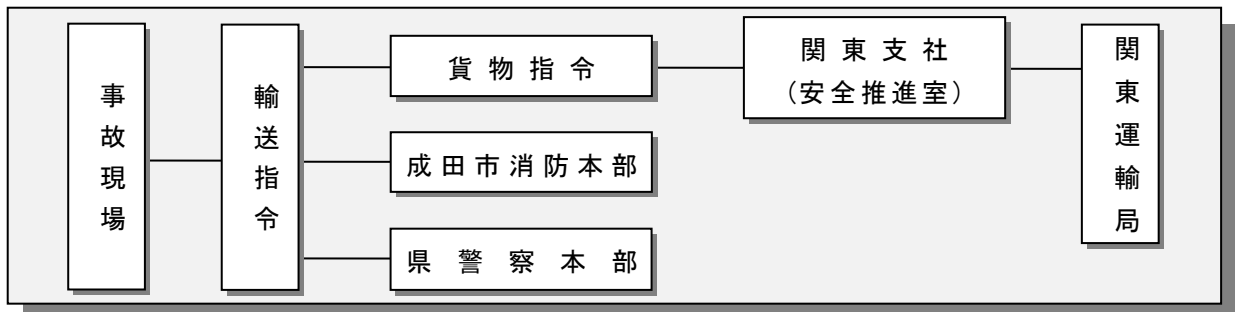
大規模な鉄道事故が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常招集を指示する。

(3) 日本貨物鉄道（株）

ア 貨物列車走行中に事故が発生した場合は、状況を把握し輸送指令に報告する。また、危険物を輸送していた場合は「化成品貨物異常時応急処理ハンドブック」に定めるところにより、適切な措置をとる。

イ 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧を図る。

■鉄道事故発生時の連絡系統図



9 広報活動

事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）、インターネット広報（市ホームページ、防災情報 X（旧 Twitter）、Facebook 等への掲示）等による広報活動を行う。

また、相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

第7節 道路事故対策計画

項 目	担 当
1 道路構造物の被災に対する応急対策	対策本部事務局、土木部、消防本部、警察、各道路管理者、県等
2 危険物等を積載する車両事故等に対する応急対策	対策本部事務局、土木部、消防本部、輸送事業者、警察、各道路管理者等

■対策の基本方針

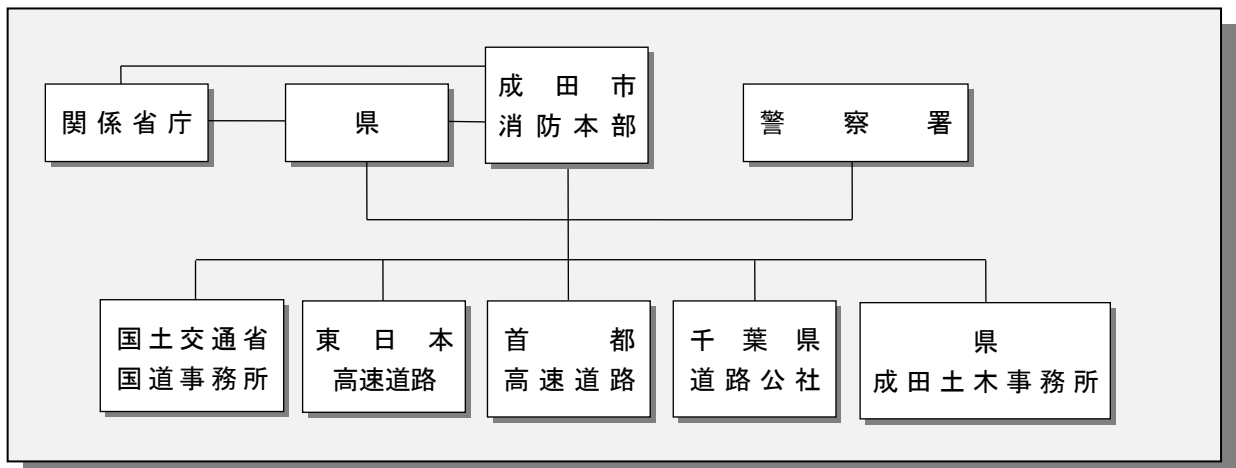
- 市には、東関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道、国道51号、408号、409号等の国県道が整備されている。特に東関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道、国道51号等は、広域幹線道路で交通量も多く、道路事故が発生した場合は、多数の死傷者等が発生することが予想される。
- 道路事故の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、道路事故に関する対策について定める。
- なお、計画の対象となる道路事故は、以下のとおりとする。
 - ・ 橋梁の落下
 - ・ 斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災
 - ・ トンネルの崩落
 - ・ 危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出 等

1 道路構造物の被災に対する応急対策

(1) 情報の収集・伝達

道路管理者は、道路事故によって多数の死傷者が発生したときは、市、警察及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

■情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路管理者は、道路事故に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するための体制をとるものとする。

市は、必要に応じ災害対策本部の設置等の体制をとるものとする。

イ 活動内容

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

■各防災関係機関の活動内容

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 及び 警察署	○ 道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路事故の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 ○ 通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。
応急活動	道路管理者	○ 二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 ○ 障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	県	○ 県が所管する道路においては、道路管理者として上記業務を実施する。 ○ 市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 ○ 警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市	○ 市が所管する道路においては、道路管理者として上記業務を実施する。 ○ 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとるものとする。 ○ 災害の規模が大きく市及び消防本部では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。 ○ 県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

2 危険物等を積載する車両事故等に対する応急対策

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

(3) 交通規制

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、障害物の除去や迂回路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

(4) 避難対策

市は、警察と協力し、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

(5) 広報活動

市は、関係機関と協力し、住民等の民心の安定のため、流出危険物等の内容説明や安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示を踏まえた警戒情報を広報する。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定毒物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

第8節 放射性物質事故対策計画

項 目	担 当
1 放射性物質事故の想定	対策本部事務局、県
2 情報の収集・連絡	対策本部事務局、環境部、消防本部、県、警察、放射性物質取扱事業所等
3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施	環境部、経済部、こども未来部、教育部、県
4 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置	対策本部事務局
5 避難等の防護対策	対策本部事務局、県
6 広域避難	対策本部事務局、県
7 緊急時被ばく医療体制	健康推進部、県
8 広報相談活動	対策本部事務局、企画政策部、環境部、市民生活部、健康推進部、県
9 飲料水及び飲食物の摂取制限等	水道部、経済部、県、他水道事業体
10 災害復旧計画	環境部、水道部、経済部、健康推進部、各施設所管担当部、県、他水道事業体

■対策の基本方針

- 市を含む千葉県には「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はない。
- また、本県は、対策指針（「原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）」）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urment Protective Action Planning Zone）」には入っていない。
- 一方で市には医療機関等の放射性同位元素等取扱事業所が立地し、県内には放射性物質を使用している事業所がある。また、隣接した県には原子力事業所があるほか、放射性物質等運搬の通過も想定される。
- 県、市は、放射性物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。
- 東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質事故が甚大な影響を与えたことから、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の事前対策、事故発生時の対策について定めるものとする。
 - ※ 放射性物質：原子力基本法第3条第2号に規定する放射性物質をいう。
 - ※ 放射性同位元素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
 - ※ 原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
 - ※ 放射性物質使用事業所：放射性物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

1 放射性物質事故の想定

市内の放射性物質取扱事業所は、原子力災害対策特別措置法の対象事業所には該当せず、大

量の放射線が放出される事故の可能性はないが、人為的ミスや地震、火災等の自然災害などにより、放射性物質の漏洩による放射線障害の発生を想定する。

(1) 放射性物質の運搬に伴う事故の想定

放射性物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、原子力施設が多数所在する茨城県に至る市内の幹線道路を通過する可能性がある。

(2) 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所の事故の想定

茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

(3) 原子力艦の事故の想定

県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

2 情報の収集・連絡

(1) 市内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、県、市、消防本部、警察及び国の関係機関に通報するものとする。事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

(2) 放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、市内における放射性物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、ちば消防共同指令センター、県、警察及び国の関係機関に通報するものとする。

(3) 県外の原子力事業所に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、市は、県と連携し、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行うこととする。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の通報

市は、未確認の放射性物質が発見され、発見者より通報等を受けたときは、文部科学省に速やかに通報するものとする。

3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

市は、県が実施したモニタリングの活動状況を把握するとともに、必要に応じて放射線量の測定や放射線量測定器の貸出しを実施する。

4 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

放射性物質事故により被害が発生又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めた場合、災害対策本部を設置する。

5 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 OIL (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、状況により防護措置が必要と判断したとき、又は県より要請があったときは、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講ずる。

6 広域避難

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難の協議・受入れ

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、他の市町村長に協議する。市町村間による協議が困難な場合は、県に受入れ先市町村の選定等を要請する。

なお、他の市町村長より広域避難者の受入れの要請があったときは、市内の被災状況から受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

イ 都道府県域を超える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、県に要請する。この場合、県は他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援する。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受ける。

市は、県より他の広域避難者の受入れの要請があったときは、市内の被災状況から受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

(2) 広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。市は、市外からの避難者を受け入れた場合、避難者から避難先等に関する情報を収集し、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

7 緊急時被ばく医療体制

県は、必要に応じ、国及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

市は、県の要請があった場合は、これに必要な協力を行う。

8 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、住民等が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

9 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は、県と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

10 災害復旧対策

（１）汚染された土壌等の除去等の措置

市は、県と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。また、放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

（２）各種制限措置等の解除

市は、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

（３）被災住民の健康管理

市は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談やこころのケアを実施する。

（４）風評被害対策

市は、県・国等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

（５）廃棄物等の適正な処理

市は、県・国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう必要な措置を講ずる。

第9節 大規模停電事故災害対策計画

項 目	担 当
1 情報の収集・伝達	対策本部事務局、東京電力パワーグリッド（株）、各通信事業者
2 応急対策	対策本部事務局、土木部、経済部、東京電力パワーグリッド（株）、各通信事業者

■対策の基本方針

- 令和元年度房総半島台風において、暴風による倒木等を原因とする断線や電柱の倒壊により、大規模な停電が長期間発生し、市民生活に大きな影響を与えることとなった一方で、多くの教訓を得た。そこで、本節では、停電に強いまちづくりを実現するため、地震、風水害その他の原因により、市域を含む広域かつ長期間の停電を想定し、停電発生時における被害軽減や迅速な復旧を図るための応急対策を定める。

1 情報の収集・伝達

（１）情報連絡体制の確保

停電情報の収集及び対策の検討を円滑に行うため、東京電力パワーグリッド（株）は、市に対し、ホットラインの開設や連絡調整員を派遣する。

派遣された連絡調整員は、市との情報連携と要請窓口としての役割を担う。

（２）停電情報の収集・伝達

ア 東京電力パワーグリッド（株）

東京電力パワーグリッド（株）は、市民からの通報などの様々な停電に関する情報について収集するとともに、関係機関に連絡・ホームページへの情報公開に努めるものとする。

また、停電の復旧見込時間について、可能な限り正確に見極め、公表するよう努めるものとする。

イ 市

市は、東京電力パワーグリッド（株）から停電状況について情報を収集するとともに、市への通報等による情報、市職員によるプッシュ型のローラー調査等により、戸別の停電状況を把握するよう努め、それらの情報を東京電力パワーグリッド（株）と共有する。なお、ローラー調査等の際、被災者、特に要配慮者の健康支援や物資の供給も併せて実施するものとする。

2 応急対策

（１）停電復旧作業

東京電力パワーグリッド（株）は、復旧作業に注力する。なお、早期電力復旧が困難と判断した時は、他エリア・他電力からの支援を要請するなど、可能な限り迅速な復旧に努める。

市は、停電復旧の妨げとなる倒木等が多数あり、東京電力パワーグリッド（株）の復旧作業に支障となる場合は、土木部、経済部が対応し、状況によっては、県知事へ自衛隊派遣要請を要求する。

また、市は、復旧作業員に対し、必要に応じて、宿泊施設・駐車場等の提供等の支援を検討

する。

(2) 通信手段の確保

ア 市及び関係機関

① 非常用電源の配備

各施設において、非常用電源を配備することにより、業務の継続性を確保するとともに、給電機能を確保する。

② 複数の通信手段の確保

電源設備の故障等に備え、複数の通信手段の確保に努める。

③ 市民等の通信環境の整備

・通信機器等の提供

各避難所において、災害時用公衆電話を設置することにより、市民の通信手段の確保に努める。

通信事業者は、不通地域における特設公衆電話の運用・追加設置や電源車・移動基地局車等の配備等を検討する。

・充電環境の提供

市民の通信手段の要である携帯電話やスマートフォンの充電等に対応するため、市役所や指定避難所等において、充電環境を整備する。

東京電力パワーグリッド(株)・通信事業者等は、マルチチャージャー等の充電機器の貸出・供与を検討する。

イ 市民等

市民等は、通信機器を常に使用できる環境を維持するため、避難又は外出する際、携帯電話やスマートフォンの充電機器等を携帯し、外出先の充電環境を提供している施設等で充電するよう努める。

(3) 燃料等の確保

ア 燃料の確保

市は、停電により燃料供給が滞ることに備えるため、協定その他の方法により、非常用発電機や自動車等への給油用の燃料の確保に努める。

イ 電源車等による電力供給

電源を喪失した施設に対し、電源車の配備を検討する。電源車配備要請は、災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定に基づき県へ要請する。

なお、電源車の配備にあたり、高圧電源車の場合、電気主任技術者の立会いが必要であることに留意する。

(4) 給水支援

飲料水の供給については、「災害応急対策編 第1章 第11節 生活救援」に準ずる。

(5) 入浴等支援

市有施設を入浴又はシャワー利用のために開放することを検討する。

また、必要に応じて、自衛隊に対し、入浴又はシャワー利用のための支援を要請する。

(6) 市有施設の開放

市有施設を休憩スペース等として市民等に向けて開放することを検討する。

(7) 市民等への広報等

市は、上記内容をはじめとする応急対策を実施していることを広報するとともに、停電によ

り生じ得る危険性について周知する。